

別表第1（第3条、第8条、第11条関係）

（令2告示16・全改、令8告示9・一部改正）

種目	対象者	性能等	上限額	耐用年数
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	4,900円 6,000円（手すりをつけた場合）	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,560円	5年
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	脚踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400円	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	66,000円	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が	99,000円	8年

		容易に使用し得るもの		
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	73,700円	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500円	5年
車いす(電動以外の場合)	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440円	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380円	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	62,040円	5年
クーネルベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	22,000円	1年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	41,580円	年度につき1回
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	39,600円	5年

パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者が容易に使用し得るもの	173,250円	5年
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	9,460円（月額）	
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	12,430円（月額）	
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	10,725円（月額）	
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの	14,200円（月額）	